

議案第七十一号

港区立区民センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立区民センター条例の一部を改正する条例

港区立区民センター条例（昭和六十一年港区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 利用者のうち、区規則で定める付帯設備を利用するものは、当該付帯設備ごとに一回の使用につき千六百円の範囲内において区規則で定める使用料を前納しなければならない。

第十八条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第八条関係）

		使		
			用	
				料

		芝浦港南						麻布						区民センター タ1名
集	区	第	第	講	第	第	区	第	第	会	講	集	区	種
会	民	二	一	習	二	一	民	二	一	議	習	会	民	別
室	ホ	和	和	室	集	集	ホ	和	和	室	室	室	ホ	
ル	ール	室	室	室	会	会	ール	室	室	室	室	室	ール	
二、七〇〇円	五、八〇〇円	八〇〇円	九〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、二〇〇円	五、三〇〇円	一、三〇〇円	一、一〇〇円	七〇〇円	一、三〇〇円	八〇〇円	五、八〇〇円	〔午前九時から 午後まで〕 午前
三、六〇〇円	九、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、六〇〇円	七、〇〇〇円	一、七〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	一、七〇〇円	一、一〇〇円	八、六〇〇円	〔午後一時から 午後五時まで〕 午後
三、六〇〇円	九、〇〇〇円	一、一〇〇円	一、二〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、六〇〇円	七、〇〇〇円	一、七〇〇円	一、五〇〇円	一、〇〇〇円	一、七〇〇円	一、一〇〇円	八、六〇〇円	〔午後五時三十分から 午後九時三十分まで〕 夜間

赤坂										高輪						
リハートサル室	第二和室	第一和室	調理室	美術室	研修室	第二会議室	第一会議室	多目的室	区民ホール	和室	会議室	講習室	展示ギャラリー	第二創作室	第一創作室	音楽スタジオ
一、一〇〇〇円	六〇〇円	一、三〇〇円	七〇〇円	八〇〇円	一、四〇〇円	八〇〇円	二、一〇〇円	二、八〇〇円	六、六〇〇円	一、八〇〇円	九〇〇円	一、六〇〇円	三、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、八〇〇円
一、四〇〇円	七〇〇円	一、七〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、〇〇〇円	二、七〇〇円	三、八〇〇円	一〇、八〇〇円	二、四〇〇円	一、一〇〇円	二、二〇〇円	四、〇〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	二、四〇〇円
一、四〇〇円	九〇〇円	一、七〇〇円	九〇〇円	一、〇〇〇円	一、九〇〇円	一、一〇〇円	二、七〇〇円	三、八〇〇円	一三、〇〇〇円	二、四〇〇円	一、一〇〇円	二、二〇〇円	四、〇〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	二、四〇〇円

台 場				
和 室	会 議 室	第 二 集 会 室	第 一 集 会 室	区 民 ホ ー ル
一、七〇〇円	九〇〇円	八〇〇円	九〇〇円	五、八〇〇円
二、二〇〇円	一、二〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	九、八〇〇円
二、二〇〇円	一、二〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一〇、九〇〇円

備考 リハーサル室の利用は、区民ホールの利用のない時間帯に限る。

付 則

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立区民センター条例第八条第二項及び別表の規定は、平成二十九年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分については、なお従前の例による。

(説 明)

区民センターの使用料を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。